

様式1

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	認定こども園 みさきようちえん		
運営法人名称	学校法人 片上学園		
福祉サービスの種別	幼保連携型認定こども園		
代表者氏名	園長 片上 洋太郎		
定員（利用人数）	120 名		
事業所所在地	〒 559-0013 大阪府大阪市住之江区御崎3丁目3番17号		
電話番号	06 - 6681 - 4756		
FAX番号	06 - 6681 - 4766		
ホームページアドレス	https://www.misaki.ed.jp/		
電子メールアドレス	katakami-gakuen@outlook.jp		
事業開始年月日	昭和28年4月6日		
職員・従業員数※	正規	24 名	非正規 18 名
専門職員※	保育教諭	32 名	
	看護師	1 名	
	栄養士	1 名	
施設・設備の概要※	[居室]		
	[設備等] 保育室(乳児室、1歳児室、2歳児室、3歳児室、4歳児室、5歳児室 各1) 調乳室、調理室、事務室、絵本室、トイレ(園児用3、大人用3、多目的トイレ1) 沐浴スペース、多目的室、園庭、屋上園庭、更衣室、エレベーター		

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

【法人理念】

教育・保育活動を通し社会に貢献し、学校法人片上学園にかかわったすべての人が自ら夢と希望を抱き、現在と未来の充実した人生を実現できる力を創造する

【教育理念】

「やればできるんだ」これからの世界を切り開き、生き抜く力をはぐくむ

【保育目標】

- ・健康でたくましい子ども
- ・思いやりのある優しい子ども
- ・よく考え行動できる子ども
- ・豊かな心をもった子ども
- ・お友だちとなかよく遊ぶ子ども

【施設・事業所の特徴的な取組】

- ❖子どもたちの好奇心・興味・探究心を刺激する保育を大切にしています
- ❖元気いっぱい心と体のための食育を大切にしています
- ❖どんなことにチャレンジする自発性とがんばる力を大切にしています
- ❖心を育てる掛けこばを大切にしています

【評価機関情報】

第三者評価機関名	株式会社EMアップ
大阪府認証番号	270057
評価実施期間	令和5年10月20日～令和6年2月9日
評価決定年月日	令和6年3月27日
評価調査者（役割）	2102C002（運営管理・専門職委員） 2001C001（運営管理・専門職委員） 1901C020（運営管理・専門職委員） （ ） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

みさきようちえんは、学校法人片上学園が運営する法人の幼稚園として、1953年に設立され、その後2015年に園舎を建て替え、幼保連携型認定こども園となりました。法人は70年の歴史があり、幼稚園型認定こども園・保育園・企業主導型保育園を運営しています。設立以来、乳幼児に関わる教育・保育を長年その地域で行ってきました。みさきようちえんは、住吉大社西に位置し、園前には御崎東公園があり、近くに住之江公園や住吉公園がある、緑豊かな地域に立地しています。園舎は、3階建てで、1階には多目的室と4歳児保育室、2階は3・5歳児保育室、3階は0・1・2歳児の保育室があり、隣にはみさきピッコロ保育園が併設されています。どの保育室にも、子どもが好きな隠れ場があり、子ども同士で好きな遊びを展開できるような構造になっています。園庭は、人工芝生ので伸び伸びと遊んだり、屋上で遊んだりできるような環境が整えられています。また、併設のみさきピッコロ保育園のホールを利用したりと様々な環境の中で保育が進められています。保育は、法人の理念、教育・保育方針、目標に基づいて、一人ひとりを大切に受容した内容を展開し、英語や造形遊びは専門の講師を招いて行っています。主任保育教諭は、常に子ども達の様子を観察し状況を把握しながら、担当職員と情報共有し、子どもや保護者の対応を一緒に考え、同時に職員指導を行っています。また各クラス担任は、指導計画を各自で立案しクラスの特徴を出したクラス運営をしています。男性職員の常駐により、安全面や環境整備の充実が図られており、職員をサポートしています。

◆特に評価の高い点

- ❖ 応答的な関わりや子どもの主体性を大事にする保育が展開されています。
各クラス共に、手厚い人事配置をしています。0, 1, 2歳児は、愛着関係が築けるように応答的に関わり、3歳以上児はプロジェクト保育の取り組みで、それぞれの子どもが何に興味を持っているかを図りながら、話し合いや活動を見守り、テーマを決め継続して遊びが発展しています。
- ❖ 保育の環境は、子どもが積極的に遊べるように整備しています。
保育室は明るく、子どもの目線や動線を考えて棚やロッカーを配置し、コーナーや隠れ家のような空間を設けています。室内ではごっこ遊びや楽器あそび、色々な素材を使っての製作等自主的に遊べるように整備しています。日当たりがよい芝生の敷き詰められた園庭、菜園、屋上等でも活発な遊びが展開されています。
- ❖ 食育に力を入れており、楽しくユニークなメニューが提供されています。
食育活動が充実しており、菜園で育てた野菜で年齢に応じた調理体験を行っています。子どもたちは、かき氷、流しそうめん、ピザ作り、焼き芋等、日頃体験できないことが保育の中で行われ、豊かな経験をしています。また、保護者の給食試食会が行われ、食育活動の理解が広がっています。

◆改善を求められる点

❖中・長期計画を踏まえた単年度計画の策定が望まれます。

施設独自のビジョンを明確にし、設備整備・人材育成・職員研修・地域貢献・災害対策等の項目毎に策定し、理念・基本方針の実現に向けた取組みに繋がるようを見直し、単年度計画を策定することが望まれます。

❖マニュアル等、標準的な実施方法の整備が望まれます。

マニュアル等は、法人で作成したものを使用していますが、内容や項目を見直し施設独自のマニュアル等に整備することが望まれます。また、標準的な実施方法については、基準となる「保育マニュアル」等を整備することが望まれます。職員の経験やスキルによって保育に差異が生じないように、発達過程を踏まえた標準的な実施方法等を周知することで、子どもの処遇やクラス運営、保育環境の安全面や衛生面の保全に繋がることが期待されます。

❖保育の質の向上に向けた取組が望まれます。

保育の内容の他、経営や運営を含めた実施状況を把握して、職員の自己評価を施設全体の自己評価に繋げることが望まれます。保育の質の向上に向け、共通認識が持てるよう職員会議等を実施し、意思疎通が職員間で図られることが望まれます。施設長が、PDCAサイクルに基づく取組みに、十分に指導力を発揮されることが期待されます。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

マニュアル等整備することが望ましいというご指摘があったので、早急に改善できるよう、進めていきたい。また、保育内容を把握し、保育の質の向上に努めていく。打合せ・反省等の会議を実施することで共通認識を持ち、PDCAサイクルに基づく取組みを定着させていきたい。評価の高い点については、今後さらに推進し、より良い施設を目指して、努力していきたいと考えている。

◆第三者評価結果

- ・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
(コメント)	<p>法人の理念は『教育・保育活動を通し社会に貢献し"学校法人片上学園に関わった全ての人々が自らの夢と希望を抱き、現在と未来の充実した人生を実現できる力を創造する』としています。教育理念として『「やればできるんだ」これからの世界を切り開き、生き抜く力をはぐくむ』として教育保育の全体的な計画に明示しています。また、ホームページやパンフレットには保育目標が記載されています。職員には年度初めに施設長から職員への周知が図られ、保護者へは入園前説明会で理念や基本方針等の説明を行っています。今後は、理念・方針・保育理念・保育目標の内容を統一して「園のホームページ」「みさきようちえんガイド兼重要事項説明書」「入園のしおり」等にも同じ内容を記載することが望まれます。</p>	

		評価結果
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	<p>社会状況や経営環境の動向については、施設長が大阪市の研修や住之江区の地域子育て連絡会等に参加し、内容や動向について把握しています。保育のコスト分析、利用者の推移や利用率等については、理事会で議題に揚げ審議されています。地域の子どもの数や利用者のデータを収集し、経営環境や課題を把握しています。</p>	
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	<p>経営状況や改善すべき課題について、理事会の役員間で共有し“設備積立金等”について計画が示されています。今後は、経営状況や改善すべき課題について、職員に周知することが期待されます。</p>	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	<p>中長期の計画を「10年計画」とし、実現に向けたビジョンとして“保育の可視化”と“施設の公開化”を明確に挙げています。“設備積立金計画”として、数値目標や具体的な内容を設定しています。今後は、組織体制、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画を入れて作成することが望まれます。</p>	

I - 3 - (1) - ②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
(コメント)	中長期計画に「土地購入計画」が予定され、実行可能な計画となっています。今後は、当該年度に於ける具体的な研修計画・人材確保・保護者支援・地域との関わりや保育等に関わる内容が、着実に実現する内容として事業計画を作成することが求められます。	
I - 3 - (2) 事業計画が適切に策定されている。		
I - 3 - (2) - ①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
(コメント)	事業計画の策定に当たっては、職員等の参画や意見の集約が反映され、評価と見直しが組織的に行われることが求められます。事業計画を職員が深く理解する為に、計画を文書にして周知する等の取り組みが求められます。	
I - 3 - (2) - ②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	施設の整備事業として、園庭の人工芝生の整備を行い、子どもの怪我の軽減に繋がりました。整備の実施前には配信アプリ等で保護者に知らせ、理解を得ています。保護者等の意見や要望を伺う方法として、アンケートや意見箱の設置を行っています。今後は事業計画を作成し、主な内容を分かりやすく説明した資料を、保護者等に周知することが求められます。	
		評価結果
I - 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I - 4 - (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I - 4 - (1) - ①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	保育の内容については、法人内施設の合同会議が月1回行われ、組織的に評価を行う体制があります。課題に対する取組みとして、法人内研修や外部講師による園内研修（看護師による子どもの健康安全指導・AED研修等）で、保育環境等の勉強会が行われています。施設の自己評価は毎年実施し、評価の有無については「入園のしおり」で知らせています。	
I - 4 - (1) - ②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	施設として取り組むべき課題を施設長と職員間で話し合いが行われ、改善の取組み事例として園庭の人工芝生の整備が行われています。また、その他の課題として加配職員の増員を検討しています。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ - 1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ - 1 - (1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ - 1 - (1) - ①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を込めている。	b
(コメント)	施設長の役割と責任については、キャリアパス体系に明示し「職務分掌」として示されています。有事の際の施設長の役割と責任について「危機管理マニュアル」に明示され、責任者不在時の権限委任等を含め記載されています。今後は職員に「職務分掌」の配布を行い周知することが望まれます。	

II-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
(コメント)	施設長は、運営に当たって遵守すべき法令として児童福祉法・保育所保育指針・教育保育認定こども園要領の理解を深めています。また法人本部と連携をして、労務・会計についての勉強会を行っています。今後は、保育関連法に限らず、建築や消防関連法、雇用・労働関連法、環境配慮等に関する法令等を理解する為の取り組みが望まれます。	

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

II-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	施設長は日々の保育の現状について、主幹保育教諭からの報告をその都度受け、課題の把握に努めています。職員面談は施設長が行い、日々の職員からの要望や相談を受ける機会を持ち、職員の意見を反映する為に努めています。保育の質の向上に向けて、職員研修の通知を掲示にて行い、できるだけ要望に応えています。今後は、保育室の巡回を行い、直接指導する機会を持つことが望まれます。	
II-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	経営の改善や人事・労務・財務等については、法人本部にて分析を行い、社労士や会計事務所からのアドバイスを受けています。人事の配置は主任保育教諭と相談して、働きやすい職場となるように、残業や持ち帰りの仕事は基本的に無いよう配慮しています。またICT化を図り、業務の実効性の向上に取り組むことが期待されます。	

評価結果

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	人材育成に関しては、園内研修の他に大阪市幼稚園等教員研修や大阪市私立幼稚園連合会の研修等に参加しています。人材確保については、大阪市幼稚園連盟の就職フェア・ハローワーク・宣伝広告会社・ホームページ等の利用で採用活動を行っています。施設としての定着率は高く、より働きやすい職場となるよう努力しています。チューター制度により、職員の人材育成を行っています。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	期待する職員像として「保育者としての教育目標」「新年度の心構え」「保育者としての心構え」「保育者として身に着きたい資質・能力の道しるべ」を示し、年度初めに施設長から周知しています。“人事基準については「就業規則」で定められ、施設長の面談により職員の職務に関する成果や貢献度等を評価しています。今後は、職員の自己評価・目標達成シート等を活用し、職員自ら将来の姿を描くことが出来るような仕組み作りが望まれます。また、職員に処遇改善についての説明することが期待されます。	

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
(コメント)	<p>労務管理は施設長が担っており、職員の就業状況は出席簿・有給休暇簿で管理しています。勤務体制の変更希望の場合は、できる限り意向を受け入れて変更に応じています。職員の意向や意見について聞く機会として、主幹保育教諭が主となり行っています。内容により施設長との面談の機会を設けています。また、臨床心理士による職員のメンタルヘルスケアも実施しています。福利厚生事業として、私学共済会、職員の健康管理支援(健康診断・インフルエンザ接種等)・制服の支給・はぐくみ基金等の加入等が行われ、充実した内容となっています。有給休暇取得については、全職員が均等に取得できるよう、職員に理解を得られるようにすることが望まれます。</p>	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	<p>人材育成に向けた職員との個別面談は、主幹保育教諭が主に行い職員一人ひとりとコミュニケーションを図り、質の向上に努めています。施設長は主幹保育教諭からの報告を受け、状況把握に繋げています。今後は、職員一人ひとりの目標を設定し、適切に進捗状況の確認が行われることが望まれます。</p>	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
(コメント)	<p>期待する職員像の在り方を「保育者としての教育目標」「新年度の心構え」「保育者としての心構え」「保育者として身に着きたい資質・能力の道しるべ」として明示しています。職員の教育・研修については、大阪市幼稚園等教員研修の参加や大阪市私立幼稚園連合会の研修等に参加して、園内外の研修に積極的に参加しています。今後は、体系化された研修計画を作成することが望まれます。</p>	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	<p>新任職員や職員の経験や習熟度に配慮し、個別に“チューター制度”を取り入れ先輩職員が相談や指導を実施しています。またOJTが行われ、主幹保育教諭が直接指導する等の取り組みが行われています。web研修の開催や研修案内の掲示により、多くの職員が教育研修の場に参加できる機会があります。</p>	

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(コメント)	<p>養成校から実習生の受け入れを行っており、専門職の研修育成に努めています。実習前にはオリエンテーションを行い、実習中には養成校との連携を取り、振り返りを行った実績があります。今後は「実習生受け入れマニュアル」を作成し、受け入れの際の基本姿勢を明示し、指導者に対しての研修実施が望まれます。</p>	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	法人全施設の情報、大阪府に報告し開示要請があった際には応じる仕組みがあります。施設の情報としてパンフレットには“健康でたくましいこども・思いやりのあるやさしいこども・よく考え、行動できるこども・豊かな心をもったこども・お友達と仲良く遊ぶこども”を保育目標として記載しています。また、ホームページやインスタグラムで地域に対して発信しています。住之江区役所子ども支援家庭課に施設の活動等を紹介しています。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
(コメント)	内部監査が実施され、事務・経理・運営等に関する監査が定期的に行われています。また、監査法人による外部監査を実施し、指摘事項に基づいて経営改善に努めています。今後は「職務分掌」に明記された内容や、運営に関するルール等も職員に周知することが望まれます。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	地域の関わり方について「教育保育の全体的な計画」に基本的な考え方を示しています。同法人の企業主導型保育園が併設され、子育てサロンを開室しています。地域への情報は玄関にポスターで掲示し、保護者や地域の人に知らせています。地域との交流を深める為、園庭開放や看護師・助産師による子育て相談、近隣商店街への買い物体験や、地域の夏祭りに職員・子どもが参加しています。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
(コメント)	次世代育成を目的として、小中学校の職場体験やインターンシップ等の受け入れをした実績があります。今後は「ボランティア受け入れマニュアル」を作成し、受け入れ担当者の指導が効果的にできるよう、具体的な方法等を示したプログラムの作成が望まれます。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	関係機関との連携は、定期的に行われ、地域の状況について情報共有を行っています。関係機関一覧表を作成し、職員周知をしています。要保護児童への対応については、住之江区子育て支援室と連絡を密に取っています。今後は、地域の関係機関・団体の共通の課題に対して解決に向けて協働して取りまかれることが期待されます。	

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
II-4-(3)-① 地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
(コメント)	地域関係者との定期的に住之江ネットワーク会議に参加し、福祉ニーズや生活課題について情報交換しています。地域に対する相談事業として、子育てサロンや園庭開放を通して多様な相談に応じています。今後は、施設と民生委員・児童委員等の連携や会議を実施し、地域住民の現状や福祉ニーズの具体的な課題を把握する機会を設けることが望まれます。
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
(コメント)	把握した福祉ニーズに基づいて、子育てサロン、園庭開放で子どもの発達や子育てに対する相談を受けています。お昼寝アートや身体測定をする等地域の方へ発信しています。子育てのノウハウや助産師による相談等専門的な情報提供が受けられる体制が整っています。また、地域の防災訓練等が実施され、参加しています。今後は、社会福祉事業に留まらない地域貢献に関わる事業の検討を行うことが望まれます。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。		b
(コメント)	子どもを尊重した保育の実践についての内容は「みさきようちえんガイド」に記載しています。子どもが互いを尊重する保育として、子ども一人ひとりを大切にしたい『“じっくり・ゆっくり・あたたかく” たくさんの愛情を持って、子ども達の育ちを精一杯支援します。』としています。今後は職員が「倫理綱領」「人権擁護のためのセルフチェックリスト」等を使用して、保育者としての振り返りを行うような研修・勉強会を行うことが望まれます。	
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。		b
(コメント)	プライバシーに配慮した取り組みは、着替えや身体測定の際には外部からの視線を遮るようにしています。具体例として、水あそびの際には、視線を遮るよう目隠しシートを使用したり、ラッシュガード等を着用したりしています。今後は、プライバシー保護について、規定の追記やマニュアルを整備し、保護者へ保育実践でのプライバシー保護に配慮している内容を伝える工夫が望まれます。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。		a
(コメント)	施設の保育内容や特性等は、「パンフレット」「ようちえん・ほいくえんガイド」に紹介し、施設見学や園庭開放、就職フェアで配布しています。資料には写真等を多く掲載し、誰もが読みやすい文字表記になっています。施設見学は少人数で行い、質問を受けやすいように一人ひとりに説明し、その都度個別にも対応できるようにしています。また施設説明会を行い、多くの情報を積極的に提供しています。	

Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	「ようちえん・ほいくえん しおり（重要事項説明書）」を作成し、入園式後の説明会で保護者に説明しています。保護者からのよくある質問には、「しおり」に記載し口頭でも説明しています。説明後には、保護者から同意書を提出してもらい、内容を書面で残しています。外国籍の保護者等には、外国語に対応できる本部職員が受け入れを担当したり、翻訳機を利用して説明を行っています。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	隣接する同法人の企業主導型保育園とスムーズな連携が行われ、みさきようちえんに進級しています。園を卒園後には子どもや保護者と繋がりを持ち、相談できる工夫をしています。今後は、転園・卒園後の手順を記載した対応マニュアルを作成し、職員に周知すると共に、保護者には転園・卒園後の相談や相談受付について明示した文書を作成することが望まれます。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	日常保育の中で、主幹保育教諭や職員は常に子どもが、健やかに園生活が過ごしているか観察し把握しています。保護者との個人面談を年1回実施し、その際には保護者の意見や要望も把握する機会にしています。保育参観・給食参観・行事アンケートを実施し、施設長や主幹保育教諭で集計をして、分析検討を行っています。	
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
(コメント)	苦情解決の体制については「苦情処理解決体制マニュアル」に記載しています。第三者委員を設置し、連絡先等を周知しています。また意見箱を設置し、保護者等からの要望や意見を受け付けられるようにしています。今後は、苦情の申し出があった際には、内容の大小に関わらず記録に残し、苦情を申し出た保護者等に配慮した上で、解決結果等を公表することが望まれます。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者に周知している。	a
(コメント)	保護者の相談や意見を受け止める方法として、送迎時や連絡帳・電話連絡で行っています。主幹保育教諭をはじめ全職員は、保護者等の意向を把握しコミュニケーションを密に図り、相談のしやすい雰囲気を作っています。相談や意見を受ける際には、隣接する同法人の小規模施設の空スペースを使用して、プライバシーが守られるよう配慮しています。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント)	職員は日々の保育において、保護者が相談や意見が述べやすいように、主任保育教諭から保護者への声掛けを多くし、傾聴に努めています。把握した相談や意見があった際には、できるだけ当日に回答し速やかに説明するよう努めています。今後は「保護者対応マニュアル」の作成を行い、全職員が保護者対応を学ぶ研修等を行うことが望まれます。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
(コメント)	リスクマネジメントに関するマニュアルとして「危機管理マニュアル」を整備しています。施設内では職員会議・昼礼等で「インシデント・アクシデントレポート」を活用し、事例の報告が行われています。また「事故報告書」には、事故の発生要因や再発防止を検討実施する内容となり、改善策の取組みが行われています。看護師による午睡時の注意事項や、救命救急(AED等)の研修を実施しています。入園説明会では、慣らし保育の必要性等について主幹保育教諭から説明を行い、子どもの安全について周知しています。今後は「安全計画」の作成をする予定をしており、より具体的な危機管理に努めるようにしています。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	感染症対策責任者は施設長が担い「感染症マニュアル」を基に、看護師等による感染症の予防と発生時の対応が定められ、実施されています。感染症が確認された場合には、施設内換気や消毒を徹底して行い、法人本部に連絡をすると共に行政に連絡・指示の確認連絡を取っています。感染症が発生した際には“連絡アプリ”で保護者へ周知しています。マニュアルの見直しは年度末を予定しています。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
(コメント)	災害時の対応策は「危機管理マニュアル」に定められています。避難訓練は毎月行い、主幹保育教諭指導で行われ、報告書に記録しています。子どもや保護者の安否確認は、出席簿や連絡アプリで行い、子どもの保護者への引き渡しについては「緊急連絡票」で行う事としています。備蓄管理責任者は主幹保育教諭と栄養士・看護師として、非常持ち出し袋に加え、生活水の確保等の備蓄の充実が期待されます。消防署等との連携については、総合訓練に参加しています。阿倍野区にある大阪市の防災センターに全職員が行き、実践研修を行っています。	

評価結果

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
(コメント)	標準的な保育の実施方法として「保育理念・方針」「子どもの権利擁護」「プライバシー保護」等の基本姿勢を基に、登園降園時の対応・清潔・食事・あそび・保護者との連携・子育て支援等、具体的な保育を展開していく為の方法を整備されることが望まれます。現在使用しているマニュアル・手順書等に追加し「保育マニュアル」として整備することが望まれます。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
(コメント)	「散歩マニュアル」「水遊び」「バス乗降車」マニュアルは整備されていますが、日々の保育の標準的な実施方法に基づき、保育実践の共通理解を深め、定期的な評価・見直しを行う仕組みが求められます。また、職員や保護者等の意向を十分に反映し、標準的な保育の実施記録・改訂記録や検討会議の記録等を残すことが望まれます。	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
(コメント) 指導計画はクラス担任が作成し、主幹保育教諭が責任者となっています。個別のニーズに対する配慮や留意事項は「個別指導記録」に記載しています。保育実践の振り返りは、個別指導計画の評価・反省欄に記載しています。今後は、アセスメントの手法を確立し、手順・様式を作成されることが望まれます。	
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
(コメント) 指導計画の見直しについては、クラス日誌・週案・月案の評価・反省欄に記載しています。指導計画の変更がある時は、職員と直接検討し周知できる環境が整っています。今後は、指導計画を緊急に変更する場合や、見直しを行う際の手順や具体的な方法が記載された文書を、作成することが望まれます。	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
(コメント) 子どもの発達状況や生活状況は「児童原簿」に、個別の保育実践は「個別指導計画」に記録しています。園内の情報共有については、姉妹園の主幹保育教諭会議やクラス会議で行っています。今後は、会議・ミーティングの会議録を適切に作成し、記録する職員で、書き方に差異が生じないように配慮した文書等の作成が望まれます。	
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント) 子どもや保護者等の情報の保管・保存・破棄等に関する規定として「個人情報保護規定」を整備しています。職員は、個人情報の不適切な利用や漏洩に対する対策として「個人情報機密保持誓約書」を入職時に法人と締結しています。個人情報の取り扱いとして「重要事項説明書」に記載し、保護者に周知しています。職員にはデータや書類等の持ち出し禁止について、管理責任者の施設長から説明しています。また情報に関する書類等は、事務所内の鍵付き書庫で保管しています。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
(コメント)	「全体的な計画」には“園の教育理念”“経営理念”“目指す子ども像、大切にしたい子どもの姿”等を明示しています。0・1歳児を“自己がかたち作られていく自己獲得の時代”2歳児から5歳児を“自己の広がりや深まりが見られる自己の育ちの時代”とし、発達段階に合わせて、保育の内容や保育の方法、環境作り等を記載しています。「全体的な計画」との作成については保育に関わる職員が参画し、職員間で共通認識が図られると共に、計画の評価や見直しについては、仕組みや手順を明文化されることが望まれます。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
(コメント)	子どもが心地よく過ごせる環境の整備については、0・1・2歳児は温度、湿度等を“睡眠時観察記録表”に記入しています。日差しがきつくならないようにカーテンで調整し、換気を心掛ける等適切な状態の保持に努めています。また、玩具は消毒し、寝具は週1回のレンタルにより布団交換しています。室内では、子どもの目線や動線を視野に入れて、過ごしやすい空間を確保しています。子どもが安心して活動出来るように、木製の椅子や棚、フロアマットやソファ、ままごとコーナーや隠れ家等を設置しています。必要な際は子どもが落ち着ける空間づくりに配慮し、多目的室には絵本、ドールハウスや手作りのテーブル等を設置しています。今後は「安全管理マニュアル」を整備することが望まれます。保育室では、棚の上の整理や落下防止、ロッカーを移動した際の転倒防止を検討されることが望まれます。また「清掃安全チェックリスト」等を作成し、定期的な安全管理に努められることが望まれます。	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
(コメント)	個別の指導計画は、発達や発達過程、家庭環境等から生じる子どもの姿から、目標を設定し、個人差に配慮し作成しています。また、担任間で子ども理解を深める為、情報交換をし共有出来るよう努めています。子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように、1対1で話せる環境や時間を設け、言葉で表現が難しい時は選択肢を用意し、子どもが選べるように配慮しています。子ども同士のトラブルの際は、お互いの気持ちを出せるように、保育者が口を出しすぎず見守り、必要であれば援助していきます。集団活動に参加したくない子どもがいた場合は、参加したくない気持ちを尊重しながら寄り添い、聞き取りをしていきます。せかず言葉を使わないようにすること等、接遇や言葉使いについて研修等行い、子どもへの言葉かけについての知識や理科を深められることが望まれます。	
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	子どもの発達段階に応じた支援の方法は、個人差に考慮し、それぞれの子どもに応じて成長を促しています。0・1・2歳児は食事や排泄、睡眠が同じ場所や手順で行われ、無理なく身につけていくように援助しています。年度末、2歳児は食事準備で自分の給食を机まで配膳することに取り組み、自信に繋がっています。また、午睡時間を短縮して3歳児に向けてた取り組みを行っています。午睡時間が短くなることや排泄の自立に向けては、家庭と連携を密にして進めています。3歳児からは午睡がなくなり、個々に合わせて休息ができるよう配慮し、また3歳児の着替え指導として、衣服をたたむ方法を写真で知らせ、子どもたちが自分でやろうとする気持ちを尊重しています。戸外遊び後は、各自の水筒で水分補給を行います。基本的な生活習慣を身につけることの大切さを子どもが理解できるように、生活絵本等でわかりやすく伝えていきます。	

A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
⑤ (コメント)	<p>子どもが主体的に活動できるように、0・1・2歳児は、玩具やままごとコーナー等で好きな遊びを楽しんでいます。絵本は柔らかい素材を選び、人工芝生の園庭で追いかっこをしたり、砂場・鉄棒・うんてい・大型遊具等で遊んだりして活発に身体を動かしています。また、園前の公園で外遊びの空間が充実しています。子どもが主体的に活動できる保育として、3・4・5歳児はプロジェクト保育に取り組み、どんぐり集め、うどん作り、ゲームを考える等それぞれの年齢に合わせて、グループ活動や子どもが主体となる活動を展開し、参観で保護者に見てもらう機会を作っています。また、散歩に0・1・2歳児は週2回、3歳以上児は月1回程度、近隣の公園等に出かけ、自然観察や地域交流をしています。子どもが社会的ルールや態度を身につけていくよう、挨拶や身だしなみ、片付けや食事マナー、感謝や言葉使いなどを指導しています。園の菜園では稲、食用ホオズキ、大豆、大根等を栽培し、味覚狩りにも出かけています。飼育物は多目的室にカブトムシの幼虫やメダカの水槽があり、クラスではアゲハチョウの幼虫を飼育し、生き物と触れあっています。地域との交流は、商店街に散歩に出かけたり、買い物をしたり、消防署の見学等で機会を設けています。</p>	
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	<p>0歳児クラスの環境については、つかまり立ちや一人歩きが出来るように、壁におもちゃを取り付けて自由に探索できるように考慮しています。安全面においては、マットを敷き棚にはクッションガードを取りつけています。心の安定が図れるよう食事は同じ保育者が援助しています。応答的な関わりとして、子どもの顔を見て話しかけることを大切に、個々の発達に応じた言葉がけをしています。手作り玩具を充実させる等工夫し、生活と遊びに興味関心が持てるようにしています。連絡帳には、食事、排泄、遊び等園での様子を記載し、お迎え時には直接話す機会を多く持ち、保護者との連携を密にしています。保育は、0・1歳児がフンフロアで、低い棚で仕切られています。その為、声や目線が気になることがあり、午前中に眠くなる子どもについては、静かな環境作りの工夫が望まれます。ゆったり遊べる空間にする等、一日を過ごすスペースについての整備が望まれます。</p>	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	<p>3歳未満児（1・2歳児）の保育において、生活習慣の自立に向けた援助として、一人ひとりに寄り添った声かけをし、自分でしようとする気持ちを尊重しています。また、子どもの状況にあわせて声かけ等を工夫しています。自主的な活動が出来るよう子どもがやりたいことを肯定し、探索活動が十分行えるようコーナー遊び等を取り入れています。”いやいや期”の対応は、子どもの自我を受け止め、丁寧に寄り添い声をかけて援助しています。合同保育や園庭遊びでは、異年齢の交流が図れています。保護者に園の様子を伝える方法は、連絡帳のやりとりやポートフォリオで伝えています。毎日顔を合わせる事が出来るので、担任が直接伝え信頼関係を築いています。個別の月間指導計画については、特に成長が著しい年齢の子ども達において子どもの育ちのプロセスを鑑みた内容の充実が望まれます。</p>	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	<p>3歳児クラスでは“外遊びを十分にし身体を動かすことの楽しさを味わうこと”を目標に保育を展開しています。園に慣れるところから、丁寧に生活習慣を伝えながら、楽しい園生活となるように進めています。 4歳児クラスでは“自主的に自分で遊びを展開していくこと等”を目標に、トラブルが起こった際は、言葉を使って話せるように援助しています。 5歳児クラスでは、最後までやりぬいた時の自信と達成感を育む等を目標に保育を展開しています。トラブル時に人の気持ちに寄り添えるよう援助しています。就学先の小学校には、担任からの引き継ぎや実際に保育の様子を見ていただいて、子どもの様子を伝えていきます。保育を保護者に伝える方法は「クラスだより」やみさぎっす、ホームページ等で知らせています。保育室前に今週の週案を掲示し、保護者が何時でも日々の保育の確認が出来るようにしています。今後は、バス通園の保護者に向けての発信についても工夫が望まれます。</p>	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b

(コメント)	<p>障がいに応じた配慮としてクラス担任以外の加配職員を複数名配置し、ゆったりとした体制が作られています。子どもが心身を落ち着ける必要がある場合は、保育室の一角にクールダウンできるスペースを作って過ごせるようにしています。保護者とは、パニックが起きた時の対応や配慮する内容を確認する等連携を図っています。個別支援計画を立て、それぞれの子どもにあった対応を心掛け、担任間でも情報を共有しています。内部研修では、臨床心理士の研修を受講し、外部研修では、幼稚園連盟が主催する特別支援研修に参加しています。今後は、全職員が要支援児についての情報共有をする会議や保護者には障がいのある子どもに関する保育の内容を伝える為の取り組みを行うことが望まれます。</p>	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	<p>子どもが自ら遊びを考える時間として、自由遊び時で、やりたいことを選択できるようにしています。また、子どもが安心してくつろげるように、集団から離れて一人で落ち着ける空間を作っています。3歳以上児は、14時以降の保育は専任の保育担当者を配置して体制を整えています。保護者との連絡は、0・1・2歳児については“朝夕の申し送り表”に必要な事項を記載し、職員全体で共有しています。3歳以上児は14時から19時の保育時間のねらいや内容の記載は日誌等で記載することが望まれます。また、保護者への連絡方法については、担任から延長保育担当者への口頭での伝達となっています。保育者間の引き継ぎについては、誰もが内容の確認が出来るような方法の整備が望まれます。</p>	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
(コメント)	<p>小学校との連携や就学に関する支援の方法は「全体的な計画」に記載しています。子どもが就学のイメージを持てるように、机に向かう時間を設定し、ひらがなや文字のワーク、国語ノート等を取り入れています。就学に向けては、話しを最後まで聞くことや姿勢保持、自分の持ち物の管理等が出来るようにしています。近隣の小学校からは招待を受けて、交流を行っています。保護者に対しては、年2回個人懇談会を設けています。今後は小学校の先生方と職員の情報共有等、積極的に交流を図られることが望まれます。</p>	
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	<p>子どもの体調については、朝の受け入れ時に保護者から確認し、職員共有しています。日々の保育で怪我や体調不良が生じた場合には、速やかに保護者へ伝えていきます。一人ひとりの健康状態を把握し、職員・園児・保護者で連携して疾病の早期発見や事故の予防に努めています。SIDSに関しては看護師や主幹保育教諭からの指導で、昼礼等で確認しています。午睡時にはSIDS表に0歳児は5分毎、1、等2歳児は10分毎の個別チェックが行われています。「こどもの健康に関するマニュアル」を活用し、看護師は各クラスへ情報の回覧研修を行っています。</p>	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	<p>健康診断は年2回、歯科健診は年1回実施しています。看護師による視力検査や目の健康指導も行っています。「児童原簿」に結果や成長の過程を入園時から記録して、子どもの健康状況の把握を行っています。「保健ニュース」は毎月保護者に配布され、健康診断・歯科健診の結果は「健康のきろく」や「個人記録」に記載し、保護者に知らせています。異常があった場合には、保護者に直接説明を行い、受診を勧めています。</p>	

A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	<p>「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき作成した園における食物アレルギー対応については「入園のしおり」で保護者に周知しています。エビベン所持児がいる為、診療情報提供書を提出してもらい、全職員が看護師による研修を受け、対応についての理解をしています。医師が記入する「園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」と保護者が記入する「アレルギーに関する調査票」「同意書」で安全に除去食が提供できるよう手順が定められています。毎月職員が除去食や代替食について確認の上「実施表」を保護者に配布してダブルチェックを行っています。提供時には、トレイの色分けやネームプレートを置き、食事始めは、担当が確認して食器のラップを外す等配慮しています。</p>	

A-1-(4) 食事

A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	<p>給食提供は給食委託業者が行い、おやつ提供は法人契約の栄養士が担当し、充実した食事提供を行っています。食育の計画は法人栄養士が作成しています。食事を行う際には、保育者が子ども全体を見るように配置し、落ち着いた雰囲気を作っています。子どもの体調に合わせて食事の量を調整し、食事援助を適切に行っています。献立は双方の栄養士が作成し、世界各国の料理や郷土料理を取り入れたり、メニューごとに三大栄養素を色分けボードに食材を分けて掲示したり、バラエティー豊かな食事提供が行われています。年齢に応じた調理体験として、カレー、ピザ、うどん作り等の食に関心が持てる取り組みが行われています。また、保護者には給食試食会で食事の内容を知らせる取り組みを行っています。</p>	
A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	<p>乳児の発育状況に合わせ、嚥下に無理のないように食べやすい大きさに配慮した給食を提供しています。子どもの喫食状況や好き嫌いや残食状況は担当が確認し「給食日誌」に記録し「検食簿」で献立や調理の確認をしています。旬の野菜や果物を使い、流しそうめん・冷やし中華・七夕メニュー等、季節に合わせた料理を提供しています。また地域の食文化がわかる料理として、トルコ料理・焼き豚チャーハン・ロコモコ丼・かつめし・山賊揚・ポロネーゼスパゲティ等取り入れた献立となっています。栄養士は子どもの食事の様子を毎日巡回で確認し、子どもと一緒にクッキングもしています。栄養士は給食の見本は、ホームページ・インスタグラムで発信しています。「食品衛生管理マニュアル」により、衛生管理が行われています。</p>	

評価結果

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
(コメント)	<p>0・1・2歳児の保護者とは、毎日の出来事・食事・体温を記入する等の連絡帳を交換し、情報共有を行っています。日々コミュニケーションを図り、子どもの伸ばしたいところは前向きに伝えています。また、保育のねらいや内容を伝えるため、各クラスの部屋に週案を掲示し、保護者が何時でも見られるようにしています。その他には、ポートフォリオ、みざキッズやホームページ等で様子を伝え、運動会や造形展等で子どもの成長した姿を知らせています。今後は必要に応じて、保護者との情報交換の内容を記録しておくことが望まれます。</p>	

A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
(コメント)	保護者と話す際は思いを受け止め、前向きな返答が出来るよう努めています。相談があった場合は、担任や主幹保育教諭が対応しています。また、保護者に対しては、臨床心理士の相談が受けられることを知らせ、希望者にはカウンセリングを実施しています。今後は、相談を受けた職員が適切に対応出来るよう「保護者対応マニュアル」等作成・整備することや研修等を実施し、知識や技術を高められることが望まれます。	
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
(コメント)	職員は、虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、保護者と日々のコミュニケーションを取ることに努め、子どもの様子で疑わしい箇所があれば写真にキ記録しています。保護者が思いを話せる関係性を重視し、臨床心理士へ繋げるタイミングは保護者の意思を尊重し、慎重に対応しています。今後は「児童虐待防止に関するマニュアル」に基づいた職員研修や会議等を実施し、必要な情報や知識を得ることが望まれます。	
		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
(コメント)	日々の保育については、保育日誌、週案・月案等で保育実践の振り返りを行っています。今後は第三者評価受審を機に「保育者等の自己評価」を取り入れ、個々の職員等の目標や課題が、園全体の保育の質の向上に繋がるように、PDCAサイクルを利用して、定期的に取り組まれることが望まれます。	
		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	b
(コメント)	体罰等の禁止事項は、「就業規則」に明記しています。主幹保育教諭が常時保育の状態を見届け、適切な保育が行われるよう確認しています。今後は「人権擁護のためにセルフチェックリスト」等を活用し、早期発見と防止に努め、組織としてのマニュアルや研修等のしくみ作りが望まれます。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	保護者
調査対象者数	94人 (回収率 78%)
調査方法	アンケート調査-無記名方式 (2023年12月実施)

利用者への聞き取り等の結果(概要)

アンケート回収率は78%で、自由記述欄には、65%の方が声を寄せていました。設問が14問あるなかで「はい」と回答した結果が下記の通りになりました。

◆90%以上の高率が6設問ありました

- ①園内で感染症が発生した際には、その状況について必要に応じて連絡がありますか。
- ②お子さんが怪我をしたり、体調が悪くなったりした際の対応や慢性的な病気の対応は適切になされていますか。
- ③献立表やサンプル表示などで、毎日の給食の献立や内容が充実しているとわかるようになっていきますか。
- ④園内は全体的にいつも清潔で整理整頓されていると思いますか。
- ⑤職員の言葉使いなどは丁寧で、服装などの身だしなみが整っていると思いますか。
- ⑥懇談会や保育参観など保護者が保育に参加する機会がありますか。
※感染拡大で実施されなかった場合何らかの方法で知る機会がありましたか。

◆70%台の回答が4設問ありました

- ①入園時の説明や、園の子どもたちの様子を見て子どもを預けることへの不安が軽減しましたか。
- ②園やクラスの様子などについて「園だより」「クラスだより」等を通じて、わかりやすく伝えられていますか。
- ③子どもの気持ちや様子・子育ての悩みなどについて職員と話したり、相談したりすることが出来るような信頼関係がありますか。
- ④日常的な情報交換に加え、別の機会を設けて相談に応じてくれたり、個別面談などを行っていますか。

◆60%台の回答が3設問ありました

- ①保育や教育の考え方や、指導内容に関する説明は様々な機会において丁寧に行われていると思いますか。
- ②園の保育内容や保育サービスについて、あなたの意見や意向を伝えることができますか。
- ③災害や不審者の侵入等、様々な危機を想定して子どもの安全を守るべき対策が十分取られていると思いますか。

◆30%台の回答は1設問ありました

- ①保護者からの苦情や意見に対して、園から「懇談会」や「園だより」などを通じて説明がありましたか。

【総合的な感想】

特に意見の多かった点は、行事や食育活動が充実していて、普段経験する事ができない事を経験させてもらっています。先生も一緒に楽しんでいることが子どもにも伝わり、安心感にもつながっているように感じますといった意見が挙げられます。また低率であった、保護者の意見・意向を伝える機会が少ない、苦情・要望について園から知られることが少ない等が挙げられます。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等